

令和3年度第3回地域福祉推進委員会会議録

日 時	令和3年10月6日(水)午前10時00分～午前11時30分
場 所	宇治市役所 8階大会議室
参加者	<p>委 員：加藤委員長、岡野委員、奥西委員、光田委員、松本委員、迫委員、尾崎委員、桶屋委員、栢木委員、本城委員、海老名委員、藤井委員、萩原委員、原田委員、俣委員、山上委員、西村委員、濱田委員、藤田委員</p> <p>(欠席委員：羽野委員、牧野委員、山本委員、土井委員)</p> <p>事務局：星川福祉こども部長、藤田健康長寿部長、栢木福祉こども部副部長兼地域福祉課長、鶴谷地域援護係長、幡山主事、島崎事務局長(社協)土田事務局次長(社協) コンサルティング業者：株式会社 名豊 川崎氏</p> <p>傍聴者：3名</p>
委員長	<p>◆次第1 開会</p> <p>◆次第2 第3期宇治市地域福祉計画の策定に向けての検討について</p> <p>それでは会議次第に従いまして、進行に務めます。 本日の主たる議題は、次第2に挙がっています、一点「第3期宇治市地域福祉計画の策定に向けての検討について」ということです。 それでは、事務局よりこれまで検討してきたことも踏まえまして、説明をお願いします。</p>
事務局	<事務局から資料1、資料1-2 について、説明>
委員長	それでは、委員の皆さんからご意見をいただく前に、まず事前質問に関して、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	<事務局から資料2について、説明>
委員	<p>回答を見させていただいて、ほとんど修正いただけるようなので、私としてはありがたいと思っております。</p> <p>少し気になったこととして、回答の中で、「<推進のめやす>に今後記載します」という内容が出ておりましたが、地域福祉推進委員会の中で、<推進のめやす>について、議論するということが有るのか、無いのかを確認したいと思います。</p> <p>それと少し関連するかもしれませんが、このような推進計画を策定して、今後それを年度ごとに評価をしていかれると思いますが、その評価の基準である指標のようなものも今後作られる予定があるのかどうか。作られるのであれば、今後その指標について、この場で議論する余地があるのかどうか。その二点について、教えていただけるとありがたいです。</p>

事務局	<p><推進のめやす>についてですが、毎年、各課から予算やどのようなことをするということが書かれているものになりますが、こちらの委員会には、毎年お示しをさせていただいているということで、その中でご意見を賜っております。</p> <p>指標を含めた評価についても、担当課でどれだけの達成率があったとか、何を目標して、どういう評価になったというものになっています。</p> <p>今年につきましては、資料を作成しているところで、集約し、担当課と調整しているところです。いつお示しできるのかを言えたらよかったと思うのですが、目途が立っていない状況ですが、近いうちにお示しさせていただきたいと思います。</p> <p>昨年につきましては、一昨年の実績をまとめたものをお示しさせていただいてと思いますのでイメージはお持ちかと思います。</p>
委員	<p>資料2の3 ページ 22、23 についてです。</p> <p>町内会・自治会の関係と、「災害時避難行動要支援者名簿」についてです。</p> <p>(23 の回答欄に)出ていますように、(登録者数が)4,007 人。これは少なすぎます。町内会に入っている人、入っていない人を区別できるのか。昨日も町内会の役員会をしていましたが、その話で、一つの例を出しますと、私の町内会には 600 世帯ありますが、(町内会に)加入しているのが450世帯、150世帯は加入していません。高齢化もありますが、町内会に魅力がないとか、いろいろな理由があって入っておられない。ただし、私の住んでいる地域は残念ながら、巨椋池の埋め立て地です。皆さんは見たことがないかもしれませんが、電柱をみたら、国交省の5メートルの掲示が全部貼ってあります。私の家の前の電柱もそうです。</p> <p>やはりそれを見ると、いま天ヶ瀬ダムを改修していますが、堤防が決壊した時のことなどを考えると、隣近所、向こう三軒両隣の形をきちりとしておかないと、町内会ばかりに頼っていても、隣近所の付き合いをやっていかないとどうしようもないと思います。もちろん上手にされている町内会もあると思います。私たちは条件が一番悪いところにおりますので、特に意識があります。例年は餅つき大会など実施していましたが、このコロナ禍で何もできませんでした。今年は、来月の28日に、町内で防災展を実施します。どのような形で実施するのか、危機管理室のご協力を得て実施します。現実的に隣に誰が住んでいるのかが分からないというのがありますが、地域福祉という形でいけば、そういう情けない町内会にはしたくないと思っているので、その辺りをお願いしたい。</p> <p>それと、「災害時避難行動要支援者名簿」についてですが、(登録者数を)もっと増やさないといけないと思います。現実にはもっとおられるのだから。(登録していない人に対して)私は逃げるから、あなたを放っていきます。あなたは町内会に入っていないから。」ということで、声をかけられますか。知らない顔をできますか。それは出来ないでしょう、人間として。</p> <p>皆さんは宇治市民です。その辺りの形をしっかりとするためにも、地域福祉の策定など、いろいろなところでご尽力いただきたいと思いますので、どうぞよろしく願います。</p>
事務局	<p>手元に<推進のめやす>がないことは申し訳ございませんが、令和2年12月に作っているものになりますが、いまおっしゃっていただいた、「要配慮者情報管理事業」の登録については、個人情報等のプライバシーの関係がございまして、自治会に提供していることが4,000ということですので。「要配慮者情報管理事業」というものを指揮指令課が実施しており、<推進のめやす>で報告を受けておりまして、(要配慮</p>

	<p>者)本人から、「自治会へ情報を提供することは困るけれども、何かあれば消防への連絡や支援の情報はお願いします。」という登録は 6,000 を超える数字となっています。(宇治市の人口)180,000 人に比べての大小というのがありますが、地域福祉課の<推進のめやす>の中では、連携して進めているところですので、補足として説明をさせていただきます。当然これだけでは十分満足した要配慮者への救済ができるとも思っておりませんので、今後連携を進めていきたいと考えております。</p>
<p>委員長</p>	<p>ぜひとも、<推進のめやす>にはこういう仕組みを市は取り組んでいるということ、広い市民に広報し、かつ町内会・自治会に仕組みを推進する手立てをお願いしていきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>(資料2の)14と21と27について、追加して私の方から説明をさせていただきます。</p> <p>その前に、いまご意見が出た、町内会・自治会についてです。最近うちの町内会に引っ越してきた方がいて、町内の役員が、「あなたも町内会に入ってほしい。」という事で訪ねていったところ、その方は「市役所に聞いたところ、『町内会に入る入らないは、あなたの自由だ。』と言われたので入らない。」と。どこまでが正しいのか分かりませんが、その時に役員の方は、「確かに強制ではないし、自由なのも分かる。その時に、町内会・自治会は大切な役割をしているということで、できるだけ加入してほしいということをつけ加えてほしい。」ということがありました。私も同感です。</p> <p>(資料2の)14 ですが、文章の中の並べ方がどうかと思いました。</p> <p>「同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、難病等をめぐる～」の「難病等」だけ人ではないわけです。それまでは全部「人」です。「難病患者」ではないかと思います。</p> <p>人権侵害を受けるのに、むしろ「認知症や難病患者の方」になるのではないかと思ったわけです。</p> <p>次に21ですが、「民生児童委員や学区福祉委員等による…学童の登下校など」とありますが、小学生の登下校の見守り活動を行っているのは、市内でも11の喜老会がやっていますし、その他にも町内会・自治会の人々、有志の住民の人々が、大体やっているわけです。「民生児童委員や学区福祉委員」で正式になさっているのかなあと思います。この文章を見ると全部「学区福祉委員等」の「等」に含まれてしまっている。私の地元の喜老会では、約 40 名が子どもの見守りに参加している。千葉県八街市で、子どもの登下校の列に車が突っ込んだ大事故がありました。この事故をきっかけに、子どもの帰ってくる時間を見て、40 名が分担して、子どもの通学する道を 40 名がもう一度通って、どこどこに危険があるか、どこに標識が足りないのか、をまとめて学校長にお渡しをしました。そういう活動は大体地元の住民が行っています。「学区福祉委員等」の「等」に含まれるのはいささか心外であるということです。</p> <p>(資料2の)27 についてです。担当課で集会所の在り方について、検討が進められていることもあるかと思います。集会所についての条例や、集会所の民間委託など、地元でどうするのかということもありました。あれが決まったのはコロナの前です。コロナを経験して、私たちの地元の活動は、集会所がなかったら全く駄目だということを感じたわけです。集会所は他の施設よりもっと地元の活動においては大切な場所なのです。(回答の)「担当課で検討が進められているところです。」のように、</p>

	<p>そっけない答えを出さずに、地域福祉を検討するこの場として、集会所の役割、集会所を使う人にとって誰でも使いやすいように。わざわざここにも「ユニバーサルデザイン」と書いているのは、前に書いているのは承知していますが、普段使っているところは、ユニバーサルデザインになっていないところが多い。その点を私は強調したいということでもわせてもらいました。</p>
<p>委員長</p>	<p>「認知症と難病患者等」にすべきということは、問題ないですね？ ずっと「人」で通していますから。これは大丈夫だと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>おっしゃっていただいたように、病名と人との入れ方が違うという表現のこともありますので、そこは全体のバランスを見ながら修正の方向で考えております。</p> <p>喜老会の活動していただいていることにつきましては、確かに失礼なことをしているなあ、と思います。というのも、私の手元にある数字ですが、喜老会会員数は、令和2年度は2,500人くらいいらっしゃいます。学区福祉委員が、1,300人で半分くらい。民生児童委員は、委嘱を受けるという別の次元かもしれませんが、311人。</p> <p>やはり喜老会登録者数が2,500ということで、突出していることを含めまして、地元はかなり貢献いただいていると思ひまして、「等」ということでまとめるのではなく、今後も地域でご活躍をお願いしていきたいと思っておりますので、併記したいと思ひます。</p> <p>集会所につきましては、ご指摘のとおり、昔から地元にある中で、高齢の方とかは一番なじんでおられるところかと思ひます。重要性につきましては、当然認識しているところですが、昨今の市の状況の検討も含めまして、担当課は自治振興課になりますが、自治振興課の方で集会所に関するプランの考え方も持っております。いただいたご指摘は「ユニバーサルデザイン仕様に改装、同時に避難所になること、適正規模で適正配置」と、おっしゃることは具体的ですごく分かりやすいのですが、地域福祉計画の中に、今後の動向を見据えて、ここまで具体的に、「〇〇します。」という明言はなかなか難しいと考えております。ただ、担当課は集会所をスポットにご意見を集めていると思ひますので、そことの連携も当然忘れてとなくしっかりと地域福祉計画と連携してやっていきたいと思ひますので、表現につきましては、このような形でお願ひしたいと思っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>おっしゃっている方向性は正しいわけですし、ぜひとも自治振興課からの「集会所の在り方」につきまして、この委員会にも提起していただけるように努力をおねがいしたいと思います。</p> <p>それから、(事前質問の)20でご指摘になった犯罪に関するご質問ですが、私は実は全国の刑務所をほとんど回った経験があるのですが、現在刑務所に入っている方に知能指数相当値という知能の検査をすると、2割近くが70以下で、(障害者)手帳の対象になる人で、7割近くの人が90以下というボーダーの人で、一生懸命勉強してもなかなか成績が上がらない、というような人たちが占めている。それから高齢者も非常に増えています。</p> <p>地域生活定着支援センターというのが各都道府県にできておりますが、これは高齢者、障害者が、出所した後に行く場所がない人たちを、どうやって上手に社会復帰させていくかということで、やっているものです。</p> <p>20の内容はそういったことです。</p>

<p>委員</p>	<p>(資料2の)12 です。</p> <p>「重層的・包括的な相談および支援体制の整備」という文章の「重層的」が分かりづらいという内容のご質問で、回答が「重層的」という文言は、社会福祉法で使われています。」という内容で、社会福祉法で使っているから使うのだという内容で、もう少し丁寧に答えた方がよいと思いました。</p> <p>この問題は、今の福祉課題が、複合的な要素を持った生活問題であるという認識にたっているわけです。</p> <p>「包括的」というのは多方面からいろいろな視点をもって関わっていくという意味ではないかと思えます。</p> <p>「重層的」というのは、行政、社会福祉協議会、民間非営利組織、地域住民レベルにわたって、フォーマル、インフォーマルの中で、いろいろなところで、それぞれの立場で相談、支援していくという意味ではないかと私は理解しているのですが、そのあたり、ここはかなり実は重要なところなので、きっちりと計画として抑えていたほうがよいと思えます。</p> <p>これは私の理解ですが、いわゆる行政だけではなく、社会福祉協議会、NPO の相談、地域住民レベルでもいろいろな相談所があったり、ボランティアでも、いろいろな社会階層、そういった意味ではないかと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>(資料1の)36 ページのところですが、人権問題の部分です。</p> <p>他の委員も言われたように、人権問題は、宇治市の中では本当に重要な問題です。</p> <p>(資料1の)3 ページの、2016 年(12 月 16 日施行)に「部落差別の解消を推進することを目的とし、部落差別の解消の推進に関する法律」ということで、施行しました。このときには、「部落差別」という言葉を使っています。</p> <p>(資料1の)36 ページ、資料 1-2 というところでは、「同和問題」という言葉を使っています。</p> <p>「部落差別」と「同和問題」というのは、歴史的経過があります。</p> <p>「同和問題」というのは「同和对策事業特別措置法」が出来て、同和地域の中で「ここが同和地域ですよ。」ということで指定したわけです。2002 年には、「同和对策事業特別措置法」は、解決したということで、法的に財源、予算も切れているわけです。行政が 33 年間、同和地域という形で呼んできて、地域の環境改善をしてきて、2002 年で切れています。国も「部落問題」という名前を使っているわけです。我々も、やはり同和問題ではなく、同和地域というのは、地域の環境改善も出来て、約半分以上くらいの方が部落以外の方で、混住地域になっています。</p> <p>部落差別を受ける人と、同和地区で差別を受けるというのは違う問題です。</p> <p>その辺りきっちりと「同和問題」と「部落差別」をきっちりと書き直してほしいと思います。</p> <p>系列的に他の委員が言われていたように、人権について、きっちりともう少し分かりやすく書いていってはどうかと思えます。</p>
<p>事務局</p>	<p>市役所の人権啓発課がございますので、人権啓発課と整合について相談しながら、文章の表現につきまして、いろいろを変えていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p>

委員	<p>2点意見を言わせていただきましたと思います。</p> <p>先ほどから質問がありましたが、自治会加入率につきましては、日本全体どこの自治体でも大きな社会問題にもなっていると思います。事務局の方にお願ひですが、総合計画の中でも大きな課題として、検討、議論していただくように意見していただけたらと思います。</p> <p>2点目ですが、事前質問で上手く書けなかったことなのですが、31 ページ、第 3 期計画の概要の「基本理念」の部分です。「一人ひとりが認め合い」という文言につきましては、まだまだ検討が加えられていくものであるのかどうか、ということを確認させていただきたいのと、私の宇治市民としての勝手な思いとか、こだわりなのですが、「宇治」という文字をここに入れてみてはどうかと思います。もちろんそういうことも議論していただけたらと思います。</p> <p>(31 ページを指して)このページを見てみると、「基本理念」に書かれている内容が、2の「基本的視点」とリンクしていると思うのです。「人権尊重」の部分が「一人ひとりを認め合い」になると思います。「連携・協働」は、「ともに支え合う」とか「安心して暮らせる」に入っていると思うのですが、今日修正がありましたが、「福祉文化の発展」というキーワードについては、基本理念に直接入っていないように受け取れます。「地域共生社会の実現」は、資料1の2 ページの「社会的背景と国の動向」に書いてあるような内容そのままだと思います。それを引用して、「2. 基本的視点」の「福 3 丁目福祉文化の発展」に絡めて、「宇治」という文言を入れたらどうか、と思っている次第です。以上です。</p>
事務局	<p>総合計画が並行して、いま策定しておりまして、パブリックコメント等でもご意見をいただいているところです。今後部会等でも、基礎となる自治会・町内会の養成というのは当然議論になっていくかと思ひます。そういった中で、市として取り組む施策について検討していきたいと考えているところでございます。</p>
事務局	<p>よくある理念とかで、「宇治のまち」とかを見たことはありますが、「宇治」という言葉を基本理念の中でどのような形で入れられるかということも、検討させていただきたいと思ひています。当然、地域福祉計画というのは、宇治市そのものの計画ということで、この間進めておりますので、その言葉をどのような形で、入れていくのかということを検討させていただきたいと思ひます。</p>
事務局	<p>ちなみに、(第 2 期宇治市地域福祉計画の冊子を指して)、これは第 2 期の計画ですが、「第 2 期宇治市地域福祉計画」の下に基本理念がきますので、ある方がよいのかどうかを検討させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p>
委員長	<p>宇治の計画ということで、31 ページについてですが、相当たいてここまで持ってきましたので、こういう形で落ち着くかなとは思ひますが。</p>
委員	<p>「地域共生社会」という言葉が出来たときには、その前に「一億総活躍社会」という言葉と一緒に並んでいたと思ひます。「地域共生社会」の本当の意味は、私は、前にも申し上げましたが、「共に分かち合う」ということが無ければ本当は足りないと思ひています。(基本理念の)「地域共生社会」の前に、「宇治らしい地域共生社会」とか、そういう言葉を入れてみたら、私たち住んでいるもので、本当の共生社会を作っていくという努力をしていかなければならない。国が言っている共生社会だけでは</p>

	<p>なく、生きるということは本当に共に分かち合っていくのだということのをこれからも明確に、我々の活動の中でやっていかなければならない。それを宇治市の中で作り上げていく。そういう意味合いから、「宇治らしい」という言葉をつけてもよいのではないか、と思いました。</p>
<p>委員長</p>	<p>大事なお意見だと思いますが、委員長の私と事務局で、一度検討させていただきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>さきほど意見も出てきたところですが、包括的、重層的な相談体制などは、すごく大事だと思います。</p> <p>ひきこもり相談窓口あんど・ゆーについて、市役所のとなりにあって、宇治市の地域福祉課の事業ということで、本当に身近な市民の方が来られています。相談内容の背景が複雑で、「8050」など、本当に包括的で、重層的な支援が必要です。</p> <p>今の福祉のいろいろな問題を全部抱えてひきこもり問題があるという感じです。</p> <p>例えば、「8050」の中に、親御さんが介護に繋ぐような状態になっておられるとか、ひきこもりの背景に、障害や発達特性があるとか、医療との繋がりとか、生活困窮に陥っておられるとか、就労へのステップがなかなか難しいとか、不登校での学校の連携とか、窓口での相談場所だけでは解決できない内容があります。もちろん宇治市の地域福祉課を通じて宇治市内の関係各課に連携させていただいたり、社会福祉協議会とも連携したり、障害者支援センター「そら」と連携したり、いろいろなところに個々に足を運んで、「このケースはどうすればよいか。」という連絡しています。その中でうまく繋がって改善したケースはたくさんあるのですが、(資料1)の35ページに、<地域福祉推進のプログラム>の「④多様な福祉サービスの創生と展開」の「(3)多様な地域課題を包括的・重層的に受け止め、関係機関が連携して解決へと導く体制の構築」とありますが、これはすごく大切だと思います。具体的に、宇治市として体制をいま考えているとか、もしありましたら、教えてほしいです。今から地域福祉計画を策定されてから取り組んでいくことだと思うのですが、考えなどありましたら教えていただきたいと思います。</p> <p>ひきこもり窓口でも、いまお話ししたような課題があって、相談員がいろいろ駆け回って相談している感じなので、会議などの体制というか、ひきこもりの課題に限らず、障害とか、高齢とか、多岐に渡る重層的な支援が必要な場合、市役所としてケース会議が必要な相談支援体制などをもし考えておられたら教えてほしいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>おっしゃっていただいた体制の構築というのは、いろいろな体制のとり方があると思うのですが、例えば資料1の33ページの「②重層的・包括的な相談及び支援体制の整備」の解説文の中に、「(さらに)庁内連携を全庁的に強化し～」ということも書かせていただいております。</p> <p>例えば、ひきこもりだけの話をしますと、京都府の方にもひきこもり相談がありまして、京都府との連携強化ということも体制整備だとも思いますし、ひきこもりの関係は各市町村が窓口を出しているという整備の真っ只中でもあります。そうすると京都府との連携がどのような形になるのか。宇治市でできること、京都府との連携、その上での体制の構築というのも大きな課題になってくると思います。33ページに掲載させていただいていることも見据えながら、この計画を策定していき、実行に移っていきたいということで、いろいろと検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願います。</p>

<p>委員長</p>	<p>ご提起は本当に大事なので、ぜひとも市と連携をとりつつ、困ってしんどい思いをされている人に届く施策を少しずつ充実できたらいいですね。家族も困っているし、本人が一番しんどい思いしているし、そこに精神障害が絡んでいる場合もありますし。行き場所がないということもありますし。総合的な施策の充実が必要です。</p>
<p>委員</p>	<p>潰れそうになった町内会の役員の会長の5年引き受けということで、4期目をやっているというところで、町内会の話をしたいと思います。</p> <p>他の委員がおっしゃったように、転入されてきた方が、役所に「町内会に入らないといけないのか。」と尋ねられたら、「自由意思です。」と答えられたのと同じように、我が町内も解散しようとなったときに、継続すべきか悩んで、何度も宇治市のいろいろなところに相談したら、結果、「町内会を存続しなくても大丈夫。」というような回答しかもらえませんでした。「解散しても困ることはないのか。」と聞くと、「困ることはない。」と。「ゴミ出しとかどうなるのか。」というと、「誰かが窓口になってくれればよい。」という感じで、結局町内会が無くしてほしくないという説得は特になかったです。それでも、宇治市からは、町内会の会長をしていると、防災に関する事業をしたら、こういう予算がありますよ。」「町内会としてこういうことに取り組んだら、特別な助成金がありますよ。」という案内はきます。実質私のところの町内会は、半分の世帯メンバーで、これ以上減ることがないということで5年過ぎています。町内会問題に関しては、宇治市として推進したいのか、もうしょうがないのか、というところを、市民も行政も思いをまとめないと、地域は頑張っただけ留めようとしているけれども、新しく転入された方がそうやって宇治市に相談されたり、潰れそうになっているところが相談したときに、答えようがないのも分かります。「絶対(町内会を)続けてください。」という検事もないし、「絶対町内会に入ってください。」という権利もないのも分かるのですが、こういう会議をする一方で、実際の窓口の対応は違うということは、ベースがなくなってしまうと、子ども会の存続が無くなる、子どもを通じたコミュニティがなくなると、子どもの頃にみんなで遊んだり、行事をしたりした記憶が、町内会は大事だという記憶に繋がって、そういう記憶を持っている大人が地域の繋がりを存続していくのだと思います。いま、子どもを通じての繋がりが切れているということで、それでもこれを繋げるということは、相当努力が要ると思うし、宇治市も、(新しく来られた方に)「どうして(町内会に)入らないといけないのか。」と言われたら、説得するような意志がないと、地域住民のベースであるところは持たないし、そういうところがあるからこそ、学区福祉委員会もあるし、いろいろ育っていくと思うのですよね。</p> <p>分けて考えるのではなく、宇治市として町内会を必要だと思っているのか。という、町内での皆さんの意思の検討があって、そこに向かっていくのかどうかというのは大事だと思います。そこは見過ぎさないで、検討していただきたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>「自分たちのまちだから、自分たちで良くしていきたい。」これが地域福祉の1丁目1番地、これが基盤でありますので、そこがどうでもよくて、サービスばかりが充実すればよいという話では、それはひっくり返った論理だと思いますので。他の委員にもご指摘いただいたところですので、ぜひとも総合計画の中には、我々の意見としてしっかり伝えていただいて、市の姿勢をしっかりと打ち出していきたいと思います。</p>

委員	<p>先ほどひきこもり関連のお話を聞いて感じたのですが、複合的に抱えている相談を持ってこられて、重層的、包括的な話し合いができるような場を作ってほしいと、おっしゃっているのだと理解しました。そこでのお答えのときに、33ページの②で、ちょっと気になったのが、下から2行目の「さらに庁内連携を全庁的に強化し、～」と書かれていて、京都府との連携ともおっしゃっていましたが、もちろん行政の横の連携も必要ですが、それこそ35ページの④の(3)のところに書かれている方が、まだ具体的でイメージが湧きます。ここは行政の横の連携を進めればよいという話では決してそれだけではないということがあるので、もう少し表現が何とかならないかという思いが湧いたので、意見しました。</p>
委員長	<p>こういう文言にしてはどうかということも含めて、大事なご指摘であります。いまのお話の流れもあります。市民参画という大事さと、市民の関わりやNPOや様々な機関の連携ということも。</p> <p>それでは、ご質問がないようですが、また、ご意見・ご質問がございましたら、事務局へお寄せいただきたいと思います。</p> <p>◆次第3 その他</p> <p>(終了)</p>